

1. 件名：「三菱電機株式会社 通信機製作所の核物質防護について」

2. 日時：令和2年10月23日（金）10時00分～10時30分

3. 場所：原子力規制庁 核セキュリティ部門 打合せスペース  
（電話によるヒアリング）

4. 出席者：

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ

核セキュリティ部門

担当者 2名

三菱電機株式会社

通信機製作所

担当者 2名

5. 要旨

- (1) 三菱電機株式会社の担当者から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）第61条の2の2に基づき令和2年8月4日～6日に実施した核物質防護に係る原子力規制検査後の防護措置の改善活動の方針について説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は必要な質疑を行い、引き続き状況について確認することとした。
- (3) また、三菱電機株式会社から、核物質防護訓練の実施結果について説明がなされた。
- (4) これに対し、原子力規制庁は必要な質疑を行った後、内容について了解した旨を回答した。